

【参考資料】

湯河原町火災予防条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考								
(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第16条 条例第45条の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為等の届出は、次の表に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に定める届出書に当該行為を行う場所の略図を添えて行わなければならない。	<p><u>(林野火災に関する注意報の発令及び解除)</u></p> <p><u>第10条の3 条例第29条の8第1項</u> <u>の規定による林野火災に関する注</u> <u>意報は、気象の状況が次の各号の</u> <u>いずれかに該当する場合に発令す</u> <u>る。ただし、降雨、降雪その他こ</u> <u>れらに類する気象の状況により、</u> <u>注意報を発令しないことができる。</u></p> <p>(1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であるとき。</p> <p>(2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。</p> <p>2 前項の規定による発令は、1月から5月までの期間に発令するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により発令した注意報は、気象の状況が同項各号の規定に該当しなくなったときに解除する。</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第16条 条例第45条第1項の規定による火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)等の届出は、次の表に掲げる行為の区分に応じ、同表右欄に定める届出書に当該行為を行う場所の略図を添えて行わなければならない。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為区分</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第45</td> <td>火炎と紛ら</td> </tr> </tbody> </table>	行為区分	(略)	条例第45	火炎と紛ら	<table border="1"> <thead> <tr> <th>行為区分</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第45</td> <td>火炎と紛ら</td> </tr> </tbody> </table>	行為区分	(略)	条例第45	火炎と紛ら	
行為区分	(略)									
条例第45	火炎と紛ら									
行為区分	(略)									
条例第45	火炎と紛ら									

【参考資料】

現 行		改 正 後		備 考
条第1号	わしい煙又は火炎を発するおそれのある行為	(略)	条第1項 第1号	わしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u>
条例第45 条第2号	(略)	(略)	条例第45 条第1項 第2号	(略)
条例第45 条第3号	(略)	(略)	条例第45 条第1項 第3号	(略)
条例第45 条第4号	(略)	(略)	条例第45 条第1項 第4号	(略)
条例第45 条第5号	(略)	(略)	条例第45 条第1項 第5号	(略)
条例第45 条第6号	(略)	(略)	条例第45 条第1項 第6号	(略)
様式第7号		様式第7号		
様式第7号（第16条関係） 火煙發生届出書		様式第7号（第16条関係） 火煙發生届出書		
(略)		(略)		
<p style="text-align: center;">まぎ</p> <p>火炎と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為をしたいので、湯河原町火災予防条例第45条の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		<p style="text-align: center;">まぎ</p> <p>火炎と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u>をしたいので、湯河原町火災予防条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>		
(略)		(略)		
(略)		(略)		
様式第8号		様式第8号		
様式第8号（第16条関係） 煙火消費届出書		様式第8号（第16条関係） 煙火消費届出書		
(略)		(略)		
<p style="text-align: center;">打上げ</p> <p>煙火の打上げをしたいので、湯</p>		<p style="text-align: center;">打上げ</p> <p>煙火の打上げをしたいので、湯</p>		
仕掛け		仕掛け		

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
<p>河原町火災予防条例第45条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>河原町火災予防条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
様式第9号	様式第9号	
<p>様式第9号（第16条関係） 催物開催届出書</p> <p>(略)</p> <p>催物を開催したいので、湯河原町火災予防条例第45条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第9号（第16条関係） 催物開催届出書</p> <p>(略)</p> <p>催物を開催したいので、湯河原町火災予防条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
様式第10号	様式第10号	
<p>様式第10号（第16条関係） 水道（水路）断水・減水届出書</p> <p>(略)</p> <p>水道（水路）の断水をしたい ので、湯河原町火災予防条例第45条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第10号（第16条関係） 水道（水路）断水・減水届出書</p> <p>(略)</p> <p>水道（水路）の断水をしたい ので、湯河原町火災予防条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
様式第11号	様式第11号	
<p>様式第11号（第16条関係） 道路工事・占用届出書</p> <p>(略)</p> <p>道路の工事をしたいので、湯河原町火災予防条例第45条の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>様式第11号（第16条関係） 道路工事・占用届出書</p> <p>(略)</p> <p>道路の工事をしたいので、湯河原町火災予防条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
	附 則	

【参考資料】

現 行	改 正 後	備 考
	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p>	